

## 感染症・予防接種レター（第29号）

日本小児保健協会予防接種委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種委員会委員長 加藤達夫

予防接種委員会

委員長 加藤 達夫  
住友眞佐美

副委員長 岡田 賢司  
多屋 馨子

庵原 俊昭  
馬場 宏一

宇加江 進  
三田村敬子

古賀 伸子

## 麻しん、風しんの予防接種制度の改正

今回の改正は、麻しん対策を強化し、麻しん根絶を目指すこと、および風しん流行を抑制し先天性風しん症候群発生を予防することに重点が置かれている。

主な改正点は、平成18年4月1日より麻しんワクチン、風しんワクチンの接種方法、接種スケジュールの変更（2回接種法の導入、MR混合ワクチンの採用）となっている。

### 1. 接種方法の変更

麻しん、風しんの定期予防接種は、1期、2期の2回接種となり、いずれも麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）のみの使用となる。1期は「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者（1歳児）」、2期は「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（小学校入学前年度の1年間（4/1～3/31）」となる。

現時点では、2期のMRワクチン接種対象者は、1期でMRワクチンを受けた者（すなわち新制度下での1期接種を受けた者）であることが原則となっている。今後、麻しん単味ワクチン・風しん単味ワクチン接種者に対しても、2回目MRワクチン接種の安全性・有効性が確認されれば、2期でのMRワクチン接種の導入が予定されている。なお、それまでに「麻しんワクチン、風しんワクチンのどちらも未接種」かつ「麻しん、風しんのどちらも罹っていない」者は2期の対象年齢に1回目の接種として受けることができる。

### 2. 制度移行に伴う経過措置

「麻しんワクチンまたは風しんワクチンのどちらかを接種した者」は、定期接種として、他方のワクチンを受けることができない、との経過措置がとられている。

「麻しんまたは風しんにかかった者」は、定期接種として、他方のワクチンを受けることができないことも記載されている。これらは、今回の改正によるものではなく、予防接種法施行令第1条の2にすでに記載されている「当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く）」ことによるものである、と説明されている。

これらの対象者に対して、任意接種の形式ではあるが、自治体の公費負担で受けることができるよう自治体への要請（通知）が厚生労働省結核感染症課より出されている。この任意接種により、万一の健康被害が生じた場合は、医薬品医療機器総合機構法（市町村の保険も追加される場合もある）に基づき、被害救済がなされることになる。接種医は、故意または重大な過失がない限りその責任を問われるものではないとなっている。

### 3. 今年度内にどのように勧奨するか

これまでに「1歳のお誕生日をすぎたらなるべく早く麻しんワクチン接種を（生後12～15か月までに）、そして麻しんワクチンが終わったら風しんワクチンを」とのキャンペーンが各方面で多くの関係者の努力で実施されている。その効果は、最近の麻しん患者報告数に著しい減少として現れている。麻しん・風しん対策の基本は、幼児期早期でのワクチン接種率を高めることであり、これによりこの年齢層の患者数を抑えることが重要であることに変わりない。したがって平成18年4月1日からの制度改正までは、これまで通り、対象者には、速やかに接種を勧めることが必要と考えられる。とくに、未接種者や、平成18年4月1日以降2歳以上になってしまう子どもたちには、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単味ワクチンをそれぞれ

れ接種することを強く勧奨することが必要である。

今年度内に単味ワクチン接種を受けると、2期のMRワクチンが定期接種として受けられなくなるため、4月まで接種を控えてはどうか、という考えもある。しかし、現時点で麻しん、風しんワクチン接種を控えることは、両疾患に対する感受性者が増加することであり、根絶をめざして制度改革が行われる目的にそぐわず、疾患予防の観点からも勧められない。ただし、3月になり4週間間隔の生ワクチンをそれぞれ2回接種する時間がなくなった時には、流行状況などをみながら4月のMR出現を待つのはやむを得ないことと考えられる。

現時点で心配になるのが、(1):2期のMRワクチン接種を受けられるのは、1期でMRワクチンを受けた者(すなわち新制度下での1期接種を受けた者)が原則であること、(2):麻しんワクチンまたは風しんワクチンのどちらかを接種した者は、定期接種として他方のワクチンを受けることができない、との経過措置と

考えられる。これについては厚生労働省による研究班が立ちあがり、なるべく早く麻しん、風しん単味ワクチン接種者およびMRワクチン接種者への2回目のMRワクチン接種が問題ないことを確認しようとする計画が動いている。今後の観察で、この方式による効果と安全性が確認できれば、経過措置は速やかに外されることが厚生労働省結核感染症課より言明されている。平成18年3月末までにそれぞれのワクチン接種を受けた人が2期接種の対象年齢になった時にMRワクチン接種ができない可能性は極めて低く、将来の2期接種を考慮して現時点での単味ワクチン接種を控えることは得策ではないと思われる。

日本保健協会予防接種委員会では、麻しんおよび先天性風しん症候群の制圧(elimination)に向けて、多くの会員の皆様のご意見を取り入れ、今後も提言を続けて行きます。会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(文責:岡田賢司)